

# 令和9年度三重県立高等学校入学者選抜実施方針

令和9年度三重県立高等学校入学者選抜における基本的な考え方、入学者選抜の方法及び志願できる区域等は次のとおりとする。

## 第1 基本的な考え方

中学生等が目的意識を持って主体的に高等学校を選択し受検できるよう、中学生等の多様な関心や目的意識と各高等学校の特色に対応した、わかりやすい制度により実施する。

各高等学校の学科・コースの特色に応じて実施する前期選抜と、実施校共通の学力検査等による後期選抜の2つの選抜を基本とする。

## 第2 前期選抜

### 1 実施

希望する高等学校が、学科・コースの特色に応じた検査内容及び選抜方法により、2月に実施する。

### 2 選抜資料等

#### (1) 「学校の特色」、「選抜において重視する要件」

高等学校は、事前に「学校の特色」、「選抜において重視する要件」を公表する。

#### (2) 選抜資料

次に示す選抜資料は、実施するすべての高等学校が用いることとする。

ア 自己推薦書

イ 調査書

#### (3) 検査

次に示す検査の中から、高等学校が指定する1つ以上の検査を実施する。

ア 面接又は「自己表現」

※ 「自己表現」は、受検者が面接時に、自己の個性や得意なものを自由な形で表現するものとする。

イ 作文又は小論文

ウ 実技検査

エ 学力検査

高等学校が作成する2教科以内の学力検査又は総合問題とする。ただし、県教育委員会が作成する学力検査問題（国語、数学及び英語）を使用することができる。

※ 総合問題は、思考力、判断力、表現力及び中学校までの学習内容を総合的に活用する能力が身に付いているかを見るものとする。

オ その他高等学校が指定した検査

### 3 選抜

自己推薦書、調査書等、提出された選抜資料と高等学校が実施する検査の結果を総合し、合格内定者を決定する。

### 4 募集枠

原則として、普通科（コースを除く。）においては入学定員の30%を上限とし、普通科のコース、専門学科及び総合学科においては入学定員の50%を上限とする。ただし、1学年3学級以下の高等学校の普通科、においては、入学定員の50%を上限とする。

### 第3 後期選抜

#### 1 実施

後期選抜において募集枠を設定する高等学校が、実施校共通の学力検査及び選抜方法を基本に、3月に実施する。

#### 2 選抜資料等

##### (1) 調査書

##### (2) 学力検査等

ア 実施教科は、国語、数学、社会、外国語（英語）及び理科の5教科とし、学力検査問題は県教育委員会が作成する。

イ 各高等学校においては、学科・コースごとに、実施教科を減じ、又は免じることができる。

ウ 各高等学校は、学科・コースごとに、面接又は「自己表現」、作文又は小論文、実技検査のいずれか、あるいはいくつかを課すことができる。

エ 学力検査の配点については、各教科50点とする。また、実技検査を実施する場合、その配点は50点とする。

オ 各高等学校は、学科・コースごとに、学力検査実施各教科及び実技検査の配点を傾斜配点とすることができる。

#### 3 選抜

入学者の選抜は、次の方法により行う。

(1) 調査書の第3学年における「各教科の学習の記録」及び「特別活動の記録」等により、およそ募集定員に当たる数の者を選ぶ。ただし、高等学校によっては、調査書の「各教科の学習の記録」等により選ぶ人数を、募集定員のおよそ110%又は120%にあらかじめ設定することができる。

(2) 受検者全員について学力検査と実技検査の得点合計（以下「学力検査等得点」という。）により、募集定員のおよそ80%に当たる者を高点者から順次選ぶ。ただし、その中から各高等学校の特色、性格に応じて必要な教科の成績が著しく下位にある者等を、保留者として除外することができる。

(3) 同一人について、上記(1)及び(2)の両方に含まれている者を合格者とする。ただし、面接又は「自己表現」、作文又は小論文を選抜のための資料として利用する高等学校にあっては、この資料に基づき慎重審議を要すると考えられる者を保留者として除外することができる。

(4) 上記(3)による合格者の数と募集定員との差のうち、その2分の1に相当する人数は、上記(1)において選ばれた者の中から、学力検査等得点の高点者から順次選び、これを合格者とする。

(5) 上記(3)及び(4)による合格者の合計数と募集定員との差に当たる者の選抜に当たっては、上記保留者を含めた残りの受検者の中から、「特に重視する選抜資料等」を踏まえ、合格者を決定する。

※ 「特に重視する選抜資料等」は、各高等学校が事前に、学力検査の結果を重視するか、調査書の内容を重視するかなどを明示したものとする。

### 第4 再募集

#### 1 実施対象校

前期選抜等及び後期選抜により合格者が入学定員に満たなかった高等学校において

実施する。

## 2 選抜資料等及び選抜

後期選抜に準じて実施する。

なお、入学定員のすべてを前期選抜によって募集する高等学校の学科・コースにあつては、前期選抜に準じて実施する。

## 第5 調査書

- 1 調査書を選抜のための資料として活用するに当たっては、生徒の個性を多面的にとらえ、生徒の優れている点や長所を積極的に評価することとする。
- 2 「各教科の学習の記録」の各学年の「評定」の欄に記載する評価は、目標に準拠した評価とする。

## 第6 志願できる区域

志願者は、「三重県立高等学校通学区域に関する規則」（昭和33年三重県教育委員会規則第13号）に基づき入学志願するものとする。

## 第7 その他

- 1 連携型中高一貫教育に係る選抜については、連携型中高一貫教育を行う高等学校において、連携型中学校からの志願者を対象として実施する。
- 2 特別選抜については、高等学校を中途退学した者等を対象として実施する。
- 3 海外帰国生徒・外国人生徒等に係る特別枠選抜については、海外帰国生徒等の場合は、外国に引き続き1年を超える期間在留し、帰国後3年以内の者、外国人生徒等の場合は、入国後の在日期间が6年以内の者を対象として実施する。
- 4 スポーツ特別枠選抜については、三重県が指定する強化指定運動部のある高等学校の中から、希望する高等学校が、指定されている競技において、各校の定める応募資格を有する者を対象として実施する。
- 5 フレキシブル特別枠選抜については、定時制、通信制課程との併修が可能な、三重県教育委員会が指定する全日制課程の高等学校において実施する。
- 6 夜間定時制課程については、再募集においてもなお合格者が入学定員に満たないときは、追加募集を実施する。
- 7 秋期入学者選抜については、北星高等学校の定時制課程及び通信制課程において9月に実施する。
- 8 保護者の転住を伴わない県外からの入学志願については、「保護者の転住を伴わない県外からの入学志願に関する要項」によるものとする。